

○ 土地改良事業等請負工事積算基準の制定について（平成5年2月22日5構改D第49号農林水産省構造改善局長通知）一部改正新旧対照表

(下線部は改正部分)

改 正 後	現 行																																												
別 紙 土地改良事業等請負工事積算基準	別 紙 土地改良事業等請負工事積算基準																																												
第1～第5 [略]	第1～第5 [略]																																												
第6 一般管理費等の内容 一般管理費等にかかる各費目の内容は、次のとおりとする。	第6 一般管理費等の内容 一般管理費等にかかる各費目の内容は、次のとおりとする。																																												
1. 一般管理費の項目及び内容 (1)～(8) [略] (9) 動力、用水光熱費 電力、水道、ガス等の費用 (10)～(21) [略]	1. 一般管理費の項目及び内容 (1)～(8) [略] (9) 動力、用水光熱費 電力、水道、ガス、 <u>薪炭</u> 等の費用 (10)～(21) [略]																																												
2. ～4. [略]	2. ～4. [略]																																												
第7～第10 [略]	第7～第10 [略]																																												
別表1 工種区分	別表1 工種区分																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>工 種 区 分</th> <th>工 種 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほ 場 整 備 工 事</td> <td>農地の区画整理（道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。）工事</td> </tr> <tr> <td>農 用 地 造 成 工 事</td> <td>農用地造成（道路用排水路施設を併せて行うものを含む。）工事</td> </tr> <tr> <td>[削る。]</td> <td>[削る。]</td> </tr> <tr> <td><u>舗 装 工 事</u></td> <td><u>舗装の新設及び修繕工事</u>にあって、次に掲げる工事 <u>セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事</u></td> </tr> <tr> <td><u>道 路 改 良 工 事</u></td> <td><u>道路改良工事</u>にあって、次に掲げる工事 <u>土工、擁壁工、函（管）渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事</u></td> </tr> <tr> <td>水 路 ト ン ネ ル 工 事</td> <td>新設・改修及びこれに附帯する構造物工事。なお、シールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事及びこれに類する工事を含む。</td> </tr> <tr> <td>水 路 工 事</td> <td>用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事（サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路（既製品の大型フリューム等）を含む。）でこれと同時に施工される附帯構造物工事</td> </tr> <tr> <td><u>排 水 路 工 事</u></td> <td>排水路の工事で掘削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 柵渠、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排兼用水路及び土水路で排水路に類する工事</td> </tr> <tr> <td><u>河 川 工 事</u></td> <td><u>河川工事</u>にあって、次に掲げる工事 <u>築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷修正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事</u> <u>ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする。</u></td> </tr> <tr> <td>管 水 路 工 事</td> <td>既製管及びこれに類する既製品（既製品のボックスカルバート等）を用いる水路工事。ただし、畑かん施設工事並びに推進工法（作業員が内部で作業する推進工法）及びこれに類する工事は除く。</td> </tr> </tbody> </table>	工 種 区 分	工 種 内 容	ほ 場 整 備 工 事	農地の区画整理（道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。）工事	農 用 地 造 成 工 事	農用地造成（道路用排水路施設を併せて行うものを含む。）工事	[削る。]	[削る。]	<u>舗 装 工 事</u>	<u>舗装の新設及び修繕工事</u> にあって、次に掲げる工事 <u>セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事</u>	<u>道 路 改 良 工 事</u>	<u>道路改良工事</u> にあって、次に掲げる工事 <u>土工、擁壁工、函（管）渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事</u>	水 路 ト ン ネ ル 工 事	新設・改修及びこれに附帯する構造物工事。なお、シールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事及びこれに類する工事を含む。	水 路 工 事	用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事（サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路（既製品の大型フリューム等）を含む。）でこれと同時に施工される附帯構造物工事	<u>排 水 路 工 事</u>	排水路の工事で掘削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 柵渠、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排兼用水路及び土水路で排水路に類する工事	<u>河 川 工 事</u>	<u>河川工事</u> にあって、次に掲げる工事 <u>築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷修正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事</u> <u>ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする。</u>	管 水 路 工 事	既製管及びこれに類する既製品（既製品のボックスカルバート等）を用いる水路工事。ただし、畑かん施設工事並びに推進工法（作業員が内部で作業する推進工法）及びこれに類する工事は除く。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工 種 区 分</th> <th>工 種 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほ 場 整 備 工 事</td> <td>農地の区画整理（道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。）工事</td> </tr> <tr> <td>農 用 地 造 成 工 事</td> <td>農用地造成（道路用排水路施設を併せて行うものを含む。）工事</td> </tr> <tr> <td><u>農 道 工 事</u></td> <td><u>道路の新設・改修工事（舗装工事を含む。）</u></td> </tr> <tr> <td>[新設]</td> <td>[新設]</td> </tr> <tr> <td>[新設]</td> <td>[新設]</td> </tr> <tr> <td>水 路 ト ン ネ ル 工 事</td> <td>新設・改修及びこれに附帯する構造物工事。なお、シールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事及びこれに類する工事を含む。</td> </tr> <tr> <td>水 路 工 事</td> <td>用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事（サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路（既製品の大型フリューム等）を含む。）でこれと同時に施工される附帯構造物工事</td> </tr> <tr> <td><u>河 川 及 び 排 水 路 工 事</u></td> <td><u>普通の河川の改修及びこれに準ずる</u>排水路の工事で掘削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 柵渠、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排兼用水路及び土水路で排水路に類する工事 <u>ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする。</u></td> </tr> <tr> <td>[新設]</td> <td>[新設]</td> </tr> <tr> <td>管 水 路 工 事</td> <td>既製管及びこれに類する既製品（既製品のボックスカルバート等）を用いる水路工事。ただし、畑かん施設工事並びに推進工法（作業員が内部で作業する推進工法）及びこれに類する工事は除く。</td> </tr> </tbody> </table>	工 種 区 分	工 種 内 容	ほ 場 整 備 工 事	農地の区画整理（道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。）工事	農 用 地 造 成 工 事	農用地造成（道路用排水路施設を併せて行うものを含む。）工事	<u>農 道 工 事</u>	<u>道路の新設・改修工事（舗装工事を含む。）</u>	[新設]	[新設]	[新設]	[新設]	水 路 ト ン ネ ル 工 事	新設・改修及びこれに附帯する構造物工事。なお、シールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事及びこれに類する工事を含む。	水 路 工 事	用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事（サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路（既製品の大型フリューム等）を含む。）でこれと同時に施工される附帯構造物工事	<u>河 川 及 び 排 水 路 工 事</u>	<u>普通の河川の改修及びこれに準ずる</u> 排水路の工事で掘削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 柵渠、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排兼用水路及び土水路で排水路に類する工事 <u>ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする。</u>	[新設]	[新設]	管 水 路 工 事	既製管及びこれに類する既製品（既製品のボックスカルバート等）を用いる水路工事。ただし、畑かん施設工事並びに推進工法（作業員が内部で作業する推進工法）及びこれに類する工事は除く。
工 種 区 分	工 種 内 容																																												
ほ 場 整 備 工 事	農地の区画整理（道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。）工事																																												
農 用 地 造 成 工 事	農用地造成（道路用排水路施設を併せて行うものを含む。）工事																																												
[削る。]	[削る。]																																												
<u>舗 装 工 事</u>	<u>舗装の新設及び修繕工事</u> にあって、次に掲げる工事 <u>セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事</u>																																												
<u>道 路 改 良 工 事</u>	<u>道路改良工事</u> にあって、次に掲げる工事 <u>土工、擁壁工、函（管）渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事</u>																																												
水 路 ト ン ネ ル 工 事	新設・改修及びこれに附帯する構造物工事。なお、シールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事及びこれに類する工事を含む。																																												
水 路 工 事	用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事（サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路（既製品の大型フリューム等）を含む。）でこれと同時に施工される附帯構造物工事																																												
<u>排 水 路 工 事</u>	排水路の工事で掘削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 柵渠、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排兼用水路及び土水路で排水路に類する工事																																												
<u>河 川 工 事</u>	<u>河川工事</u> にあって、次に掲げる工事 <u>築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷修正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事</u> <u>ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする。</u>																																												
管 水 路 工 事	既製管及びこれに類する既製品（既製品のボックスカルバート等）を用いる水路工事。ただし、畑かん施設工事並びに推進工法（作業員が内部で作業する推進工法）及びこれに類する工事は除く。																																												
工 種 区 分	工 種 内 容																																												
ほ 場 整 備 工 事	農地の区画整理（道路、用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事、客土工事を単独で行うものを含む。）工事																																												
農 用 地 造 成 工 事	農用地造成（道路用排水路施設を併せて行うものを含む。）工事																																												
<u>農 道 工 事</u>	<u>道路の新設・改修工事（舗装工事を含む。）</u>																																												
[新設]	[新設]																																												
[新設]	[新設]																																												
水 路 ト ン ネ ル 工 事	新設・改修及びこれに附帯する構造物工事。なお、シールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事及びこれに類する工事を含む。																																												
水 路 工 事	用水路及び用排水兼用水路の新設・改修工事（サイホン工事、排水路の三面張水路及び既製品水路（既製品の大型フリューム等）を含む。）でこれと同時に施工される附帯構造物工事																																												
<u>河 川 及 び 排 水 路 工 事</u>	<u>普通の河川の改修及びこれに準ずる</u> 排水路の工事で掘削、築堤、護岸、根固め及びこれらに類するものを行う工事 柵渠、連節ブロック、張ブロック、鋼矢板、コンクリート矢板を用いた用水路・用排兼用水路及び土水路で排水路に類する工事 <u>ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする。</u>																																												
[新設]	[新設]																																												
管 水 路 工 事	既製管及びこれに類する既製品（既製品のボックスカルバート等）を用いる水路工事。ただし、畑かん施設工事並びに推進工法（作業員が内部で作業する推進工法）及びこれに類する工事は除く。																																												

畑かん施設工事	樹枝状・管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイプラインの布設及び附帯構造物工事
干拓工事	ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事（陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。）
海岸工事	海岸工事であって、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門（管）工、河口浚渫、水（閘）門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事であって、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門（管）工、水（閘）門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事
コンクリート補修工事	コンクリートの補修工事であって、次に掲げる工事 表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面修復工法、目地補修工法及びこれらに類する工事 ただし、管水路内工事、 <u>ダム及び橋梁（上部・下部）</u> 等の補修を除く。
その他土木工事（１）	コンクリート構造物を主体とする工事であって、次に掲げる工事 橋梁（上部・下部）、樋門（管）、頭首工、用排水機場（下部・基礎）、水路橋（上部・下部）、貯水槽及びこれらに類する工事 <u>ただし、橋梁（上部・下部）の補強工事及び既設橋梁の橋梁附属物工の修繕工事は除く。</u>
その他土木工事（２）	他のいずれにも該当しない工事で、次に類するものを行う工事 沈砂池、地すべり防止工、ダム等の補修、工用ボーリング・グラウト、ため池
フィルダム工事	フィルタイプで本体を主体とする工事
コンクリートダム工事	コンクリートダム本体を主体とする工事（砂防ダムは対象としない。）

別表2 現場管理費率[略]

(1)-a

工種区分	対象金額 適用区分	300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
		(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		
		a	b	
ほ場整備工事	42.87%	244.0	-0.1166	21.78%
農用地造成工事 [削る。]	31.97% [削る。]	56.6 [削る。]	-0.0383 [削る。]	25.59% [削る。]
水路トンネル工事	34.24%	78.7	-0.0558	24.76%
水路工事	45.31%	582.2	-0.1712	16.76%
排水路工事	32.28%	112.8	-0.0839	19.82%
管水路工事	29.07%	84.7	-0.0717	19.17%
畑かん施設工事	34.22%	169.3	-0.1072	18.36%
コンクリート補修工事	37.15%	192.2	-0.1102	19.59%
その他土木工事（１）	39.81%	217.0	-0.1137	20.57%
その他土木工事（２）	36.51%	107.0	-0.0721	24.02%

(1)-b

対象金額	700万円以下	700万円を超え10億円以下	10億円を超えるもの
------	---------	----------------	------------

畑かん施設工事	樹枝状・管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイプラインの布設及び附帯構造物工事
干拓工事	ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事（陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。）
海岸工事	海岸工事であって、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門（管）工、河口浚渫、水（閘）門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事であって、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門（管）工、水（閘）門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事
コンクリート補修工事	コンクリートの補修工事であって、次に掲げる工事 表面保護工法、ひび割れ補修工法、断面修復工法、目地補修工法及びこれらに類する工事 ただし、管水路内工事及びダム等の補修を除く。
その他土木工事（１）	コンクリート構造物を主体とする工事であって、次に掲げる工事 橋梁（上部・下部）、樋門（管）、頭首工、用排水機場（下部・基礎）、水路橋（上部・下部）、貯水槽及びこれらに類する工事
その他土木工事（２）	他のいずれにも該当しない工事で、次に類するものを行う工事 沈砂池、地すべり防止工、ダム等の補修、工用ボーリング・グラウト、ため池
フィルダム工事	フィルタイプで本体を主体とする工事
コンクリートダム工事	コンクリートダム本体を主体とする工事（砂防ダムは対象としない。）

別表2 現場管理費率[略]

(1)-a

工種区分	対象金額 適用区分	300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
		(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		
		a	b	
ほ場整備工事	42.43%	241.5	-0.1166	21.55%
農用地造成工事	31.74%	56.2	-0.0383	25.41%
農道工事	34.70%	94.1	-0.0669	23.52%
水路トンネル工事	34.15%	78.5	-0.0558	24.70%
水路工事	44.83%	576.1	-0.1712	16.58%
河川及び排水路工事	32.10%	112.2	-0.0839	19.72%
管水路工事	28.97%	84.4	-0.0717	19.10%
畑かん施設工事	34.02%	168.3	-0.1072	18.25%
コンクリート補修工事	37.11%	192.0	-0.1102	19.57%
その他土木工事（１）	39.63%	216.0	-0.1137	20.47%
その他土木工事（２）	35.83%	105.0	-0.0721	23.57%

(1)-b

対象金額	700万円以下	700万円を超え10億円以下	10億円を超えるもの
------	---------	----------------	------------

適用区分 工種区分	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		a	b	
河川工事	43.43%	1,276.7	-0.2145	14.98%
海岸工事	27.79%	113.9	-0.0895	17.82%
道路改良工事	33.69%	87.0	-0.0602	24.99%
舗装工事	40.38%	668.7	-0.1781	16.69%

(1)-c [略]

(1)-d

適用区分 工種区分	対象金額 3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの
		(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		
		a	b	
フィルダム工事	33.56%	184.8	-0.0874	26.24%
コンクリートダム工事	22.92%	333.0	-0.1371	15.59%

(2) [略]

別表3 現場管理費率の補正

施工地域区分	工種区分	適用条件 対象	補正 係数	適用 優先
一般交通影響有り (1)-1	舗装工事	舗装工事2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。)	1.2	1
一般交通影響有り (2)-1	舗装工事	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	2
市街地(DID補正) (1)-1	舗装工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	3
一般交通影響有り (1)-2	舗装工事以外の工種*	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。)	1.1	4
一般交通影響有り (2)-2	舗装工事以外の工種*	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	5
市街地(DID補正) (1)-2	舗装工事以外の工種*	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	6
山間僻地及び離島	全ての工種*	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	1
中山間地域	全ての工種*	農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合	1.0	2

\*コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

注1) [略]

注2) 中間農業地域と山間農業地域は、農林水産省大臣官房統計部で整理している「農業地域類型一覧表」に示す旧市区町村名に該当する地域をいう。なお、詳細は農林水産省ホームページを参照されたい。

[[https://www.maff.go.jp/j/tokei/chiki\\_ruikei/setsumei.html](https://www.maff.go.jp/j/tokei/chiki_ruikei/setsumei.html)]

適用区分 工種区分	下記の率とする。	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする。
		a	b	
海岸工事	27.72%	113.6	-0.0895	17.78%

(1)-c [略]

(1)-d

適用区分 工種区分	対象金額 3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの
		(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		
		a	b	
フィルダム工事	33.52%	184.6	-0.0874	26.21%
コンクリートダム工事	22.90%	332.0	-0.1370	15.57%

(2) [略]

別表3 現場管理費率の補正

施工地域区分	工種区分	適用条件 対象	補正 係数	適用 優先
[新設]	[新設]	[新設]	[新設]	[新設]
[新設]	[新設]	[新設]	[新設]	[新設]
[新設]	[新設]	[新設]	[新設]	[新設]
一般交通影響有り(1)	[新設]	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上(車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。)	1.1	1
一般交通影響有り(2)	[新設]	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	2
市街地(DID補正)	[新設]	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	3
山間僻地及び離島	[新設]	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	4
[新設]	[新設]	[新設]	[新設]	[新設]

\*コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

注1) [略]

[新設]

注<sup>3)</sup> [略]

別表 4 一般管理費等率 [略]

注<sup>2)</sup> [略]

別表 4 一般管理費等率 [略]